

健保の扶養家族の資格調査表の封筒が届いた方は
提出期限までにご提出をお願いします。



2024年度 ご家族の状況確認を行います

当健保では、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者の
資格確認（検認）を実施しています。

（マイナンバーを活用した情報連携により、現在も被扶養者資格基準を満たしているか再確認）

- ①住民票情報を活用し世帯状況の確認（同居・別居の区分）
- ②所得情報
- ③他の健保に加入しているかを確認

・①～③を健保にて確認した結果、さらに詳細な調査が必要となった方に対して
「調査票」を従業員様宛にお送りします（社内メール便にて11月1日頃）。

・「調査票」が届いた方は必要事項を記入の上、必要書類を添付し提出期限までに
提出してください。

（「調査票」が届かなかった方は、扶養継続となりますので、お手続きは不要です）

皆様の大切な保険料を適正に利用するため、ご協力をお願いいたします。

お問合せ先

お問い合わせは、従業員さまよりご連絡いただきますようお願いいたします。

トヨタ車体健康保険組合 第2G 担当：水田

TEL：(外線)0566-36-3927 (内線)81-2755

(平日：8:30～12:00、13:00～17:30)